

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

## りそな Visa カード法人会員規約

|   |  |
|---|--|
| 第2条(カードの貸与と取扱い)   | 第2条(カードの貸与と取扱い)  |
| 5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下「国際提携組織」という)が定める規定により、当社が定めます。  | 5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーションまたはマスターカード・ワールドワイド(以下「国際提携組織」という)が定める規定により、当社が定めます。  |
| 第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消し等)   | 第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消し等)  |
| 4.<br>(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)<br>①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 | 4.<br>(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)<br>①暴力、威嚇、脅迫、強要等 ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 ④長時間にわたる拘束、執拗な問合せ ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等 |
| 5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。  | 5. 当社は、会員または使用者が前項第9号、第10号または第11号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行するすべてのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。  |
| 第14条(期限の利益の喪失)  | 第14条(期限の利益の喪失)   |
| 1.<br>(5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合  | 1.<br>(5)会員または使用者が第12条第4項第9号、第10号または第11号の事由に該当したことが判明した場合  |
| 第17条(会員保障制度)  | 第17条(会員保障制度)   |
| 6. 会員および使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利のてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関   | 6. 会員および使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員および使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関  |

|  |   |
|--|---|
| して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。                | して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。   |
| 第26条(カードショッピング)  | 第26条(カードショッピング)   |
| 1.<br>(3)国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店 | 1.<br>(3)Visa カードについてはVISAインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードについてはマスターカード・ワールドワイドと提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店 |
| (2025年5月改定)  | (2026年4月改定)   |

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

|   |  |
|---|--|
| 第1条(個人情報の収集・保有・利用等)   | 第1条(個人情報の収集・保有・利用等)  |
| 2. 使用者等は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行業業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。 | 2. 使用者等は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行業業その他これらに付随する事業に関する目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。 |
| (2025年5月改定)   | (2026年4月改定)  |

## 個人事業主特約

|  |  |
|--|--|
| 第4条(個人信用情報機関への登録・利用等)  | 第4条(信用情報機関への登録・利用等)  |
| 同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。<br>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 | 同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。<br>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を個人事業主等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 |
| 2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により  | 2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により  |

個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

個人事業主等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。

<登録される情報とその期間>

| 登録情報                                       | 登録の期間                            |              |
|--|----------------------------------|--------------|
|  | 株式会社シー・アイ・シー                     | 株式会社日本信用情報機構 |
| ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の記号番号等の本人情報※1 | 左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間        |              |
| ②本規約に係る申込みをした事実                            | 当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間          |              |
| ③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実         | 契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 |              |
| ④債権譲渡の事実に係る情報                              | -                                | 譲渡日から1年以内    |

<登録される情報とその期間>

| 登録情報  | 登録の期間                            |              |
|---|----------------------------------|--------------|
|   | 株式会社シー・アイ・シー                     | 株式会社日本信用情報機構 |
| ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報※1 | 左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間        |              |
| ②本規約に係る申込みをした事実                             | 当社が信用情報機関に照会した日から6ヵ月間            |              |
| ③本規約に関する客観的な取引事実※2および債務の支払いを延滞した事実          | 契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内 |              |
| ④債権譲渡の事実に係る情報                               | -                                | 譲渡日から1年以内    |

4.個人事業主等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本個人事業主等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。

(1)信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

①本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報

②信用情報機関が収集した①以外の情報

③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2)信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

(3)信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報((1)①②③)を加盟会員へ提供します。また、信用情報((1)①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称:株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス

<加盟信用情報機関の名称・電話番号>

○名称:株式会社シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

電話番号: 0570-666-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp

○名称:株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づ

|   |   |
|---|---|
| <p>ス:<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a><br/> ○名称:株式会社日本信用情報機構<br/> (貸金業法に基づく指定信用情報機関)<br/> 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a><br/> ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>   | <p>＜指定信用情報機関＞<br/> 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a><br/> ※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>  |
| <p>＜提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞<br/> ○名称:全国銀行個人信用情報センター<br/> 所在地:<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</a><br/> 電話番号:03-3214-5020 ホームページアドレス:<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a><br/> ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。</p> | <p>＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞<br/> ○名称:全国銀行個人信用情報センター<br/> 電話番号:03-3214-5020 ホームページアドレス:<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a><br/> ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。<br/> (株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイド」については、上記の同社のホームページをご覧ください)</p> |
| <p>4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込みをした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>  | <p>5. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込みをした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>  |
| <p>5. 個人信用情報機関の開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p>  | <p>6. 信用情報機関の開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p>  |
| <p>6. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>   | <p>7. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>   |
|   | <p>8. 当社が加盟する信用情報機関への登録にあたっては、個人事業主等の同意状況に応じて登録される情報の範囲が異なる場合があります。株式会社日本信用情報機構への情報提供に同意されていない個人事業主等については、株式会社日本信用情報機構に対し法令により登録が義務付けられている項目のみを登録するものとします。なお、個人事業主等が後日、株式会社日本信用情報機構への情報提供に同意された場合には、当該同意に基づき、登録情報の範囲を拡大することがあります。</p>   |
| <p>(2025年5月改定)</p>  | <p>(2026年4月改定)</p>  |
| <p>V21005(25.04)RCD</p>   | <p>V21005(26.03)RCD</p>   |